

新型コロナウイルス対策 ガイドライン Ver11

(5月23日以降)

フェニーチェ堺

公益財団法人堺市文化振興財団

1. 策定の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防と継続的な開館・事業実施の両立を図っていくにあたって、堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）が提供するサービスの場面ごとに、具体的な感染予防を検討し実践するため、本ガイドライン等を作成する。

2. 基本方針

○必要な感染拡大防止対策を講じたうえで、開館を維持・継続する。

大ホールの他各室の特徴や公演等の規模・態様等を考慮した対策を講じることとし、その具体的な対策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会・令和2年5月14日策定、令和3年10月15日改定）」「感染拡大予防にかかる標準的対策（大阪府・令和2年5月策定）」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて（大阪府・令和4年5月18日通知）」を踏まえ策定する。

ただし、今後の感染の動向や、国の対処方針の変更や専門家の知見等のほか大阪府知事による施設の使用制限の要請や堺市からの要請があった場合は、大小ホール他その他各室の利用を制限または緩和する等、時点に即した対応をすることとする。

○来館者（公演を鑑賞等するために来場する者（来場者）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演関係者））の安全を確保する。

利用者を含むすべての来館者の安全を確保するため、必要な感染防止対策を実施する。

感染防止対策の実施にあたっては、フェニーチェ堺の職員をはじめ、施設運営に関する委託業務従事者、公演関係者、来場者等が相互に協力して新型コロナウイルス感染症予防に徹底的に取り組むことを要請する。

公演・イベント等において、感染防止対策が十分でないと判断した場合は使用を制限することとする。

○職員（施設の管理・運営に従事する者）の安全を確保する。

継続的な開館運営を担う職員及び施設運営に関する業務委託事業従事者（以下「職員等」）の安全確保のため、必要な感染防止対策を講じる。

職員等に感染者が発生した場合は、保健所等の指導に従い、臨時休館など必要な措置を行うこととする。

3. 管理運営方針・役割分担

新型コロナウイルス感染症対策及び継続的な運営を実施するために、各部門の方針を以下のとおり定め、各担当チームがその業務を担う。

○広報営業部門

お客様が安心して来場できるよう、分かりやすく迅速な情報発信、情報提供をめざします。

- 館内の啓発表示の実施
- HP等での情報発信
- 関係者間の正確な情報共有

○事業企画部門

出演者等をはじめ、舞台関係者、ホールの各スタッフ、来場者等の全員が協力し、ともに感染防止の対策を行いながら、公演事業を実施します。

- スタッフと来場者の感染防止リスクの排除
- 開場前から休憩時間、退場時まで導線を踏まえた3密を防ぐため対応
- 出演者及び関係者の感染防止リスクの排除

○舞台技術部門

舞台設営・撤去、舞台運営において、公演主催者等と協力して、感染リスクの排除の徹底に努めます。

- 作業場における感染リスクの排除
- ホール備品・機材等の消毒・除菌
- 公演主催者の協力を得て感染防止

○貸館・管理部門

(1) 貸館業務

利用者の意向等の把握に努めながら適切な予防対策を促し、利用者が最終的に納得して利用できることをめざします。

- 貸館条件の設定（運営規則第7条第2項）
- 対面業務（申請受付、支払い、利用打ち合わせ、利用現場対応等）での感染防止対策
- 対策に係る備品、消耗品の検討、購入、管理
(消毒液、体温計、マスク、透明シート etc.)

(2) 施設管理業務

機械設備の運用（換気管理、自動ドアの運用、温湿度管理など）を館内環境に応じた的確に実施し、感染防止対策に配慮した機械運転をめざします。

- 換気設備の運転監視（二酸化炭素モニターを活用した適切な換気運転）
- 共用部（休憩スペース）の限定
- 清掃箇所、頻度、消毒除菌等の徹底

○職員体制の方針

(1) 本ガイドラインに定めた感染防止対策が実行できるよう周知徹底します。

(2) 自己の健康管理を徹底するとともに、発熱等体調不良時には「出勤しない・させない」をスタッフ全員に徹底します。

(3) 職務の実施体制を維持するため、必要に応じて臨機に対応できるようチーム間の協力体制を構築します。

4. 基本的な考え方

施設の感染防止状況や公演等の内容に応じ、リスクを適正に評価し施設の利用方針を定める。予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、感染者が発生した場合も想定したうえで、利用の継続・制限や感染防止等の対応策を計画する。

(1) 「三つの密」の回避

感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、それぞれの施設や公演の特性を理解し、適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させる

- ・ 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・ 密集場所（多くの人が密集している）
- ・ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努める。

(2) リスク評価

接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる。大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）については、実施の可否や開催方法等について、その影響と補償等も含めて十分に協議し判断する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、自動販売機等）には特に注意を要する。

② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況の評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

(1) 施設ごとのリスク評価

館内施設	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
共通項目	<p>【共有・高頻度接触部位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーブル ・ ドアノブ ・ 電気スイッチ ・ タクシー無線機 ・ ゴミ箱 ・ エレベーターのボタン ・ 階段手摺 ・ トイレ <p>【飛沫感染・密状態】</p> <p>待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。</p>
大ホール 小ホール 大スタジオ	<p>【共有・高頻度接触部位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クローク、もぎり、プログラム配布、エスカレーターのベルト、 ・ シャワー室、給湯室、洗濯室の共有 <p>【飛沫感染リスク・密状態】</p> <p>密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 入退場時、休憩時間等においての呼びかけ（案内） 休憩時間時のトイレ待ちその他、密集・密接状態の発生 公演前後のサイン会、物販、公演者による終演後の見送り等による密</p>

	<p>集・密接状態の発生 【集客リスク】 大規模公演や、ツアー公演等による県域を越えた移動</p>
<p>その他の諸室 ・文化交流室 ABC ・多目的室 ・小スタジオ ABC</p>	<p>密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（利用者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、ホワイトボード、その他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・更衣室、パントリー、ロッカー、館内内線電話</p>
<p>交流・創作ガレリア</p>	<p>密集・密接（利用者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・エレベーターのボタン</p>
<p>舞台・調光室・音響室・映写室、サブルーム</p>	<p>ホール備品・機材等について ・イス、ピアノ、マイクなど ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・インカム、トランシーバー ・マイク</p>
<p>・総合受付 ・エントランスロビー等</p>	<p>チケット・現金の受渡しや受付業務など対面形式での対応による飛沫・接触 公演前後の待合等による密集・密接状態の発生 【共有・高頻度接触部位】 ・受付カウンター、施設パンフの配布、現金配架台、自動販売機、ベンチ、授乳室、救護室、託児室、ロッカー、イス、テーブル、模型ケース、階段手摺、タクシー無線機、ゴミ箱、エレベーターのボタン</p>

※フェニーチェ堺の換気について、窓を開け放つことはできないが、強制的な機械換気が可能であり、密閉空間を回避することができる。

(2) 公演事業

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
鑑賞事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールを通常使用した場合、来館者が多く3密状態になりやすい ・ホール公演の来場者は名簿がないため、クラスター化した場合に、感染ルートが追えなくなる ・ワークショップや体験型事業などの中には内容によって、密着度が高く、感染リスクが上がるものがある。 ・歌唱を伴う公演などにおいては、最前列付近に飛沫感染のリスクが伴う ・スタッフからお客様へのチケットのもぎりや配付物の手渡しに接触感染のリスクが伴う ・客席における大声（歓声、声援、唱和等）による飛沫感染
創造発表	
普及育成	
賑わい創出（翁橋公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・無料イベントなど不特定多数の来場が多く、クラスター化した際の感染ルートの確認が困難 ・飲食を伴うイベントの場合、食品の保全などの感染対策
諸室活用	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室等を使用した場合、ワークショップや体験型事業などの中には内容によって、密着度が高く、接触リスクが上がるものがある。

(3) 舞台準備・運営・撤去

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や出演者など不特定多数が利用する備品（イス、ピアノ、マイクなど） ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・その他の機材（持ち込み機材含む） ・備品の転換時等の密集、密接 ・インカム、トランシーバーの共有
舞台・舞台裏	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル、本番における出演者、関係者間の感染リスク ・舞台裏における密集・密接状況の発生 ・舞台上から客席（最前列の席など）への飛沫感染

楽屋スペース	・出演者、関係者間の感染リスク
楽屋でのケータリングサービス	【接触感染】容器、金銭の受渡による感染リスク 【飛沫感染】楽屋等での複数人による会食による感染リスク

(4) レストラン・ビュッフェ営業

運営・対応	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
レストラン	【接触感染】カウンター、テーブル、椅子 等 【飛沫感染】接客、利用者による談笑、こぼし等 ※対策は、飲食店等における感染防止のためのガイドラインによる
ビュッフェ	【接触感染】カウンター、テーブル、等 【飛沫感染】接客、利用者による談笑、こぼし等 ※休憩時等に集中することによる密集、密接 ※利用者の密集を避けるためのスペースが不十分

(5) 集客施設としてのリスク評価・地域におけるリスク評価

□集客施設としてのリスク評価

公演等の開催にあたっては、大規模な人数の移動、府域を超えた移動、施設内での入退場時に長時間滞留せず人と人との距離が確保できるのか等について、事業ごとに検証する。

□地域におけるリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価。→大阪府下において感染者（経路不明）が増加傾向にある場合（堺シグナルの発令等）、状況に応じた注意喚起及び防止対策を実施する。

(6) 来場者等の救急対応

来場者等が体調の急変により救急対応が必要な場合においては、新型コロナウイルス感染症によるものか判別できないが、対応する必要がある。

5. 感染防止対策

(1) 管理運営上の共通対策 ※ワクチン接種の有無にかかわらず、共通対策として実施します。

【共通対策】

- 正しいマスクの常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないことの奨励、咳エチケットの徹底
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の励行
- 飲食時の感染防止策の徹底
- 厚生労働省の非接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや大阪コロナ追跡システム等の導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ・PCR新規等の検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

【接触感染対策】

- ・清掃、消毒作業について、市販されている「界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤」を用いて清掃することとする。
- ・清掃は、原則、エントランス等共有スペースでは1日に1回とし、消毒清掃の作業箇所及び頻度は、利用状況に応じ複数回、大ホールをはじめ各室では利用毎にそれぞれ行うこととする。
- ・清掃、消毒作業は、原則として清掃業務委託事業者等が行うこととする。
- ・大ホール・小ホール客席内の抗菌コーティングによる接触感染防止策の実施

【飛沫感染対策】

- ・「3つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場所)の3つの条件がある場では、感染を拡大させるリスクが高く、こうした環境の発生を極力防止することとし、従事者だけでなく公演関係者、来場者が相互に感染防止に協力するよう要請する。
- ・感染症予防に関する啓発・周知
施設の利用にあたって、注意すべき内容を周知するため、来場前にホームページ等でお知らせするとともに、貸館利用者への感染防止対策をまとめた資料の配布、音声による来場者への注意喚起や、施設各所に適切な啓発ポスター等を貼付するなど、来場者に協力を求める。

(主な周知内容)

「3つの密」の回避、正しいマスクの常時着用、咳エチケット、手指の消毒、発熱等有症状者の来館自粛、大声の発声の禁止、ソーシャルディスタンスの維持 など

【集団クラスター防止対策】

- ・主催者による参加者名簿の作成(事前予約、入場時の連絡先の確認など)
- ・国の接触確認アプリ「COCOA」、「大阪コロナ追跡システム」の導入。

※感染防止宣言ステッカーについて(令和2年7月5日で登録)

来館者に感染防止ガイドラインに基づき対策を実施していることをお知らせするため、7月5日付で大阪府の本制度に登録。「感染防止宣言ステッカー」を受付窓口にて掲示。

本制度は、大阪府が感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)」を遵守している事業者を対象に「感染防止宣言ステッカー」を発行。

【各施設内での防止対策】

館内施設	防止対策				
施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況、内容、形態、人数の把握 ・余裕を持ったスケジュール設定（時間差入場、トイレ混雑の緩和等） ・館内各所への消毒液の設置 ・清掃委託業者による各室利用毎にドアノブ、机・椅子等の次亜塩素酸水によるふき取り作業の実施 ・啓発チラシ等の掲示、館内アナウンス放送による注意喚起 ・各室内で飲食を伴う場合の貸出制限（黙食の徹底等） ・エントランス、楽屋口に来館者の検温のための「AI 体温測定顔認証端末（以下「フェイス・フォー」と表記）」等を常設。 ・導入した非接触型体温計、「体表温度スクリーニングシステム」及び「フェイス・フォー」について、当館主催事業と重ならない限り、貸館時に必要に応じて貸し出すことができる。（不特定多数が来場する催しを中心に、大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（3室一体利用時）利用者を対象とする。） ・大阪府からの要請により、フェニーチェ堺にてイベント（※）を行う場合、「感染防止策チェックリスト（大阪府が定める様式）」（https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/）を作成し、イベントのホームページ、SNS、会場への掲載等により公表し、イベント終了日より1年間保管してください。なお、イベントにおいて問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに結果報告書を大阪府に提出してください。 ※イベントとは・・・事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行・行事等 				
大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・政府通知に基づく制限目安値は、以下のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2000席（収容率100%以内） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席</td> <td style="width: 50%;">大声なし</td> </tr> <tr> <td>1000席（収容率50%以内）</td> <td>大声あり （「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプションによる必要箇所の随時消毒清掃 ・客席・ドアノブ・手すり等への抗菌コーティング（チタニア）により接触感染防止（4月1日～） ・次亜塩素酸水の噴霧によるホール内施設の消毒 ・主催者による入場時のサーモグラフィによる検温の実施 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施（エントランス、ホワイエ、会場内） 	2000席（収容率100%以内） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席	大声なし	1000席（収容率50%以内）	大声あり （「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）
2000席（収容率100%以内） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席	大声なし				
1000席（収容率50%以内）	大声あり （「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）				
小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・政府通知に基づく制限目安値は、以下のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">312席（収容率100%以内）</td> <td style="width: 50%;">大声なし</td> </tr> <tr> <td>156席（収容率50%以内）</td> <td>大声あり</td> </tr> </table>	312席（収容率100%以内）	大声なし	156席（収容率50%以内）	大声あり
312席（収容率100%以内）	大声なし				
156席（収容率50%以内）	大声あり				

	<p>(「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプションによる必要箇所の随時消毒清掃 ・客席・ドアノブ・手すり等への抗菌コーティング(チタニア)により接触感染防止(3月17日～) ・次亜塩素酸水の噴霧によるホール内施設の消毒 ・主催者による入場時のフェイス・フォーによる検温の実施、 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施(エントランス、ホワイエ、会場内)
大スタジオ	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 72名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気
文化交流室 A	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 17名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・パントリーの共有不可
文化交流室 B	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 23名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・パントリーの共有不可
文化交流室 C	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 17名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・パントリーの共有不可
多目的室	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 41名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・更衣室の共有不可・密を避ける対策・人数制限の徹底
小スタジオ A	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 4名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・飛沫感染防止パーテーション(透明フィルムの衝立)設置
小スタジオ B	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 9名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気 ・飛沫感染防止パーテーション(透明フィルムの衝立)設置
小スタジオ C	<p>大声ありの利用の場合の制限目安値 15名 (「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止パーテーション(透明フィルムの衝立)設置

	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室の共有不可・密を避ける対策・人数制限の徹底
交流・創作ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・対面となるテーブルは撤去及び使用制限
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・イスの一部撤去、ベンチの一部利用制限（ソーシャルディスタンスの啓発） ・エレベーターの人数制御（エレベーター、エスカレーター前に消毒液を設置） ・階段利用の推奨 ・クロークの利用制限（必要最小限の運用として大型荷物のみ預かりとする）
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯室、シャワー室、洗濯室の利用制限
共用スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・対面となるテーブルは撤去
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する部位の消毒清掃 ・トイレの蓋を占めて汚物を流すよう表示 ・和式トイレの使用禁止 ・ペーパータオルの設置、個人のハンカチ等利用の推奨 ・非接触型ソープディスペンサーの設置
受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔（最低1m）を示すマーキング ・受付案内を、アクリル板などで遮蔽 ・手洗いや手指消毒の徹底

○個々の公演の内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等により詳細なガイドラインを遵守すること

【例示】

- ・クラシック音楽公演運営推進協議会
「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク
「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・一般社団法人全日本合唱連盟
「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

【施設管理・貸館における対策】

対策項目	具体的対策（案）
人との接触を避け、対人距離を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を見直し、対人距離を確保する ・座席間隔を確保、明示 ・演目、演出等との調整の上、演者との距離が近いホール前方客席の利用を制限
感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に目安のテープ ・時間差の入場案内 ・「利用にあたっての感染防止策チェックリスト」を作成し、利用者に対策実施を促す ・長時間連続の利用を自粛してもらう など
感染防止のための入場者の特定（発熱又はその他の感冒様症状を呈している人の入場制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・熱は軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける ・発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。（体表温度スクリーニングシステム及びAI体温測定顔認証端末の導入、非接触型体温計の活用） ・入場者等の名簿を適正に管理 （可能な範囲で公演関係者、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1月間）保持。また名簿等が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることを事前に周知。個人情報適切な収集・管理・廃棄） ・国の接触確認アプリ「COCOA」や、大阪コロナ追跡システムの活用
交流・創作ギャラリー、ホワイエなど開放スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時に一度に集まらないようアナウンス、貼紙の掲示 ・対面となるテーブルは撤去 ・共有物品（椅子等）は、定期的に消毒する ・物販での必要な感染症対策の実施（オンライン販売、キャッシュレス決済の推奨）
施設入口及び施設内の手指の消毒設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設出入口付近及び各諸室共用部に消毒液の設置
マスクの着用（職員及び入場者に対する周知）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のマスク着用を徹底し、入場者には掲示物等で着用を周知 ・会話を控えるよう呼びかけ、大声を発生する者への個別注意の実施

【貸館打合せ時に感染症対策として要請する内容】

下表の対策を主催者に要請。実施が困難な場合には代替案を検討するなど感染症対策を実施する。

対策項目	具体的対策（案）
観客・来場者へのマスク着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者全員にマスク着用を徹底 ・マスクを着けていない来館者への配布用マスクを準備
事業規模、内容・演出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台上の人数目安、舞台裏の密集・密接の防止 ・出演者と客席の間隔を確保
入退場時の整理 1	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また来場者に対して感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知 ・トイレ付近、もぎり場所等、床面に目安のテープの貼付、表示板の設置 ・開場時間を通常より長く設定（1時間程度）し、入場時の密を避ける対策 ・時間差入退場などの対策 ・対面となる椅子や机の配置を避ける
入退場時の整理 2 スタッフとお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの従事前の検温を実施 ・入場時の検温、発熱者の入場制限の実施（事前予約により非接触型体温計の貸出は可能）

休憩時間の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット払戻など、入場制限者への対応の規定 ・トイレ混雑緩和のためのアナウンスの実施 ・ホワイエにおけるマスク着用の徹底、大声での会話の禁止、飲食しながらの会話を控えること など
出演者とお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・声援をあおる、客を舞台上げるなどの演出禁止 ・出演者とお客様との面会の禁止（楽屋スペースへの出入り、出待ちを含む）。 ・出演者によるあいさつ時間の短縮 など
スケジュール調整	<ul style="list-style-type: none"> ・仕込み、リハーサル、撤去に十分な時間を確保し、密な空間の防止に努める ・入退場時に十分な時間を確保する ・休憩時間を十分に確保し、トイレ使用時の混雑を避ける
消毒液の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者に「もぎり付近」「楽屋スペース」での消毒液の設置を要請（共用部、舞台付近は、フェニーチェ堺で設置している）
出演者・関係者の感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理、入館時の検温の実施 ・体調不良者に作業をさせないことの徹底 ・感染判明時の連絡体制の確保 ・正しいマスクの常時着用（主催者による予備マスクの準備） ・手洗い、手指消毒の徹底 ・練習・稽古、仕込み・撤去等においても十分な感染防止対策の実施
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント後の打ち上げ等での密集回避を呼びかけ ・公共交通機関、飲食店等の分散利用について注意喚起を実施

※事業規模（入場者数など）に対して、密集状態を回避できない、以下の感染症対策が実施できないと判断した場合は当館から事業規模縮小を要請し、なお改善できない場合は、管理運営上の支障をきたすものとして使用の許可を取り消すことがあります。

【例示】

- ・全員のマスク着用が徹底できない
- ・国の接触確認アプリ「COCOA」や大阪コロナ追跡システムを推奨しない
- ・十分な入退場時間、休憩時間が確保できない

【主催・共催公演における対策（上記以外に）】

対策項目	具体的対策（案）
入場時の検温	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモグラフィ及び非接触型体温計による来場者への体温チェックを実施（発熱が疑われる来場者は個別に体温計で再検温） ・発熱者には入場を控えていただくとともに払戻対応
スタッフとお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコードによるアンケートの後日 WEB 回答の導入
収容人数の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・公演により、3密を回避するための収容人数の調整や、セーフティシート（大ホール3階席・4階席など）を設置
休憩時間の十分な確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・幕間の休憩時間は、出演者等と調整の上、原則として20分以上を確保（トイレ等が3密にならないように十分な時間を確保。場合によっては回数が増）
感染防止のための退出者の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・終演時にお客様同士が対向しないよう退席できるようエリア、列毎の退出、2階空中歩廊の活用を検討するなど、3密にならない工夫をする。 ・3密防止のため、演目やアンコール曲名については、ホワイエ等に貼りださず、ホームページに掲載する。
鑑賞時のマナー徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・配付物や影アナにて、「常時マスクの着用、トイレ混雑時のソーシャルディスタンスの確保、大きな声での声援・会話の抑止など」を徹底する。
使用施設、備品関係の消毒清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・終演後、ホール座席や楽屋、使用備品の消毒清掃を実施する。

(4) 舞台準備・運営・撤去における対策

運営・対応	具体的対策
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や出演者など不特定多数の人が触る備品（イス、ピアノ、マイクなど）は、手袋の着用または使用後に消毒作業を行う ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む）の使用前もしくは使用後に消毒してから作業する ・使用した機材の除菌 ・備品の転換等はスタッフで行う ・インカム、トランシーバーは自分専用の物を使用：増員スタッフ等に貸し出すときは使用前後の消毒作業を徹底する
マイク使用について	<ul style="list-style-type: none"> ・除菌の徹底：舞台袖に常備し使用するごとに除菌 ・使い回しの禁止：基本的に使い回しではなく1人1本固定 ・手渡し禁止：マイク置き台等を活用しスタッフから利用者への手渡しを極力無くす
調光室、音響室、映写室について	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り利用者を限定する ・こまめに部屋や機材の除菌を行う ・喚起の徹底：窓の開放、本番時以外は出入口の扉も開ける等 ・外部業者の使用制限
舞台上及び舞台裏について	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台関係各分野における全国組織が作成する感染拡大防止ガイドライン等に基づく対策を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・正しいマスクの常時着用の徹底 ・手袋着用 ・持ち込み機材にはなるべく触れない ・防災上又はセキュリティ上、支障のない範囲で扉や窓を開放し換気を心掛ける ・スタッフジャンパーなど、洗濯や除菌をまめにすることを心掛ける ・出勤時の検温 ・スチール、録画録音など各業者の入館リスト、体調の把握

(5) ビュッフェ営業、ケータリングサービス利用時における対策

運営・対応	具体的対策
ビュッフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者又は清掃委託業者によるカウンター、テーブル、椅子等の清掃消毒作業 ・ビニールカーテンの設置等 ・多人数での利用を制限 ・休憩時等に密集状態が発生しないよう分散利用を促すとともに、家族等の1集団と多数団との距離が十分な間隔となるよう呼びかけを行う。
ケータリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータリングサービスメニューへの注意喚起（啓発）（手洗いの励行、手指の消毒、会話を控える等） ・会食を目的とした諸室の利用は5人まで

(6) 救急対応

運営・対応	具体的対策
急病人等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・急病人等が発生した場合には、救護室に搬送する ・対応する職員は、マスク及び手袋の着用を徹底する ・必要に応じて救急要請するなど適切な対応を行う

6. 職員の安全確保対策

感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、手指消毒等）のほか、以下の項目により、職員の安全確保に努める。

- (1) テレワークの実施
公共交通機関など市中での感染を避けるために、テレワークを導入する。
- (2) 柔軟な勤務形態の導入
感染拡大期における在宅勤務や、時差出勤など、勤務形態を多様化する。
- (3) 自転車通勤の促進
公共交通機関など利用せずに出勤する手段として、自転車通勤を促進する。
- (4) 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置にするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努める。
- (5) 執務エリアでの事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品等の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用消毒液を設置する。
- (6) ユニフォームや作業着はこまめに洗濯する。
- (7) 公演や貸館業務に直接関与しない職員は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。
- (8) 5人以上の会食等での「大阪府からの要請内容」の徹底（職場内での5人以上の会食禁止）
- (9) 不織布マスクの奨励、昼食等の際にマスクを外しての会話はしないなど、職場内の感染防止の徹底に努める。
- (10) 職員のワクチン接種の推奨

7. 感染が判明した場合の対応

当館において、職員等の新型コロナウイルスの感染、または集団感染クラスタの発生が判明した場合、速やかに以下のとおり対応することとする。

- (1) 職員に陽性者が出た場合の対応
緊急連絡網により、情報を共有する。
 - 濃厚接触者の自宅待機
陽性者と接触したものは速やかに検査を受け、結果が出るまで自宅待機。検査結果が陰性であることを確認し出勤させる。
 - 消毒作業等
保健所の指導に従いながら、陽性者の施設内の行動範囲を確認し消毒を行う。
 - 体制の確保
濃厚接触者の自宅待機により、職員体制の確保が困難となるが、電話などの問い合わせを対応が可能となる体制を確保する。
 - 報道提供等
施設所管課である文化課と調整し、情報を集約し、一覧で閲覧できるよう、フェニーチェ堺及び堺市のホームページで公表する。

ただし、閉館など来館者や利用者への影響がある場合や、不特定多数の来館者との接触があるなど広く呼びかける必要がある場合、又は館内での濃厚接触により複数の感染者が発生した場合は、ホームページでの公表に加え、報道提供を行うこととする。

【例示 主な報道提供内容】

※以下の項目のほか状況に応じて調査を実施し報道提供するものとする。

○感染者について

- ・年代、性別、住所（市区町村まで）
- ・職務内容、来館者等との接触について

※常駐の委託業者の従業員の場合、原則として委託業者から報道提供することとするが、当該従事者の職務内容、勤務状況を鑑み、本財団から報道提供することとする。

○経過・症状

○勤務状況

○濃厚接触者

○実施した対策

○今後の運営について

(2) クラスターが発生した場合（恐れのある場合）の対応

□対応方針

- ・原則として閉館する。
- ・クラスター発生が疑われる事業の調査・公表及び報道提供
（事業運営及び感染対策の実施状況、濃厚接触者の範囲・人数、陽性者の行動など）
- ・市との連携

□対策

- ・大阪府のクラスター発生時の対応に従い、把握している名簿等により協力することとする。
- ・従業員等の体調の変化に応じて、適宜、堺市「新型コロナ受診相談センター」（電話 072-228-0239）への相談を行う。